3　受験票の交付
　受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
4　受験申込受理後の試験地等の変更の禁止
　受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無及び試験地の変更は認めない。
第９　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。
２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成 27 年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成 27 年４月１日　最高裁判所

第１　試験の名称
　裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）
第２　対象官職
　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表３の項第３欄第４号に規定する職制上の段階に属する家庭裁判所調査官補
第３　給与
　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。
第４　受験資格
１　昭和60年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成28年３月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者
⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者
２　欠格事由
　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者
第５　試験種目及び出題分野等
１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する３科目の筆記試験を行う。ただし、㋐から㋑までの中から少なくとも１科目は選択することとする。
㋐　心理学概論
㋑　臨床心理学
㋒　社会心理学
㋓　社会学概論
㋔　現代社会論
㋕　社会調査法
㋖　社会福祉学概論
㋗　社会福祉援助技術
㋘　地域福祉論
㋙　教育学概論
㋚　教育心理学
㋛　教育社会学
㋜　憲法
㋝　民法
㋞　刑法
⑶　試験期日　平成27年５月31日（日）
⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、静岡市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、金沢市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、札幌市、函館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市（これらの地の周辺地を含む。）
⑸　第１次試験合格者発表　平成27年６月26日（金）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法
ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する２科目の筆記試験を行う。ただし、㋖及び㋗を同時に選択できないこととする。
㋐　臨床心理学
㋑　発達心理学
㋒　社会心理学
㋓　家族社会学
㋔　社会病理学
㋕　社会福祉援助技術
㋖　児童福祉論
㋗　高齢者福祉論
㋘　教育方法学
㋙　教育心理学
㋚　教育社会学
㋛　民法
㋜　刑法
イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。
ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　専門試験及び政策論文試験　平成27年７月４日（土）
イ　人物試験　平成27年７月８日（水）から同月17日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地
ア　専門試験及び政策論文試験　第１次試験の試験地に同じ。
　なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。
イ　人物試験　次の表の「第１次試験地」欄に掲げる試験地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験地」欄の区分ごとに、同表の「試験地」欄に定める試験地（その周辺地を含む。）とする。ただし、試験地は他の試験地と集約されることがある。

第１次試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
名古屋市　金沢市	名古屋市
広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市	広島市
福岡市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市	福岡市
仙台市　福島市　盛岡市	仙台市
札幌市　函館市　釧路市	札幌市
高松市　高知市　松山市	高松市

⑸　最終合格者発表　平成27年８月18日（火）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
　採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成27年４月２日（木）午前10時00分から同月13日（月）まで
　なお、申込みは、平成27年４月13日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。